

令和3年度
大分市まちづくり自治基本条例の
規定の検討について
(逐条解説と規定に基づく取組)

はじめに

1. 大分市まちづくり自治基本条例について

本市では、平成24年4月に、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念として掲げた「大分市まちづくり自治基本条例」を施行しました。

この「大分市まちづくり自治基本条例」は、本市の自治の最高規範と位置付けられ、「市民総参加」「情報共有」「協働」の3つを自治の基本原則に掲げ、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めています。

2. 運用状況の検討について

本書は、「前文」「第1章 総則」「第2章 理念及び原則」「第3章 役割等」「第7章 この条例の位置付け」及び「附則」については、まちづくりを進めるに当たっての決意表明や基本的な定義・方針や市民・議会・市長等の役割と責務などを規定している部分であり、本市のまちづくりの姿勢について理解を深めていただくために、条文と逐条解説を記載しています。

また、「第4章 行政運営」「第5章 市民参画等」「第6章 まちづくりの推進」については、条例の運用状況を確認していただくために、条文と逐条解説に加え、平成28年度の見直し以降に行った条例の規定を具現化するための取組を記載しています。さらに、条文の規定及び実際のまちづくりの進め方について検討を行うために、取組に対する成果・課題と今後の方向性などを明示しています。

目 次

前文	3
第1章 総則（第1条・第2条）	5
第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）	8
第3章 市民、議会及び市長等の役割等	11
第1節 市民（第5条・第6条）	11
第2節 議会（第7条）	15
第3節 市長等（第8条—第10条）	16
第4章 行政運営（第11条—第21条）	20
第5章 市民参画等（第22条—第27条）	40
第6章 まちづくりの推進（第28条—第31条）	56
第7章 この条例の位置付け（第32条）	67
附則	68

<前文>

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで豊かな水に恵まれた大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市をこよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

(解説)

- 前文は、この条例を制定する意義を市民が決意表明をする形で記しています。
- 条例の文体をやさしい表現にした方が良いとの意見もありましたが、条文は本市の最高規範として誤解のないように表現する必要があったため、条例を規定する際の一般的なルールに従った文体としました。一方、前文は「です・ます調」のやさしい文章とし、より分かりやすい表現としました。
- 前文では、主語を「わたしたち大分市民」や「わたしたち」とすることで、市民の総意のもと、この条例を制定する意思を表す表現としています。
- 第1段落では、豊かな自然環境に恵まれた美しく住みよい大分市を愛しているという大分市民の気持ちを率直に述べています。
- 第2段落では、これまでに築かれてきた歴史と文化、産業集積都市として発展を続ける本市の姿を表現しています。
- 第3段落では、現在の大分のまちを築いた先人の偉業を誇りとしながら、今を生きる自分たちの行動によって、大分市の未来がさらに輝かしいものになっていくという市民の想いを述べています。
- 第4段落では、大分市民として、日本国憲法に謳われる基本的人権の尊重や法の下での平等などを常に念頭におきながら、相互に協力して発案し、行動し、大分のまちがより豊かな自然と平和で幸福な暮らしに満たされるように努力

を続けることにより、より良いまちを次の世代に確実に引き継いで行くという決意を述べ、そのための道しるべとして「大分市まちづくり自治基本条例」を制定することを宣言しています。

- ここで述べている「最高規範」とは、他の条例、規則、要綱等を制定・改正するにあたっては、この条例の趣旨を尊重し、あるいは、他の条例等の解釈や運用の指針とするなど、この条例と他の条例等との整合性が保たれるようにしなければならないということを意図するものです。これは、例えば法律の上位に憲法があるのと同様に、この条例が本市の他の条例よりも上位に位置するということを意味するものではなく、「市民、議会、行政の相互の申し合わせとして、この条例の趣旨を尊重していく。」ということを明らかにするものです。また、当然ながら、憲法や法律の規定に反する条例を定めることはできないことから、この条例は、憲法や法律の範囲を飛び越えるものではなく、本市の自治体運営やまちづくりを行う上での基本的なルールとして、憲法や法律には規定されていないものや、法律等には規定されているが改めて確認しておくべきものについて規定するものです。

前文は、条例を制定する意義を市民が決意表明する形で示されたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

<第1章 総則>

第1章総則では、この条例の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画^{さんかく}その他のまちづくりの基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(解説)

- 第1条は、本条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例の目的を述べています。
- 本条例の制定の目的は、「市民主体による自治の実現を図ること」です。その目的を実現するために、本条例においては、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、まちづくりの基本となる事項を定めることとしております。また、「まちづくりの基本となる事項」の例として、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画などを挙げています。
- 「基本理念」、「基本原則」、「まちづくりの基本となる事項」の具体的な中身については、第3条以下で詳しく述べています。

第1条は、条例が規定している内容と目的について定めているものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び上下水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

(解説)

○ 第2条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で定めたものです。

○ 第1項では、「市民」の定義を述べています。

本市における自治やまちづくりに関わる活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。

まちづくりに関する活動を行う「市民」には、未成年者や外国人も含まれますが、今後地域における活動を推進して行く上では、本市のまちづくりを担う、これらすべての人々や各種団体等が行う活動がますます重要になってきます。

このことは、ここで定義している「市民」がすべて同じ権利を有することを意味するものではなく、法律上有する権利にはそれぞれ違いがありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただくことが必要であると考えられることから、このように「市民」の範囲を広く捉えることとしています。

○ 第2項では、「市長等」の定義を述べています。

本市が担う行政事務の権限を執行する、いわゆる「行政」を指すものを市の「執行機関」と呼んでいます。「執行機関」については、地方自治法第138条の4に規定されており、具体的には、市長を始めとして、教育委員会、選挙

管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

また、「市長」は、市の行政を統括し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることや、「執行機関」という表現は一般的に理解されにくいことから、この条例では、これらの執行機関を総括して「市長等」と表現しています。

なお、「上下水道事業管理者」については、地方自治法に規定する執行機関ではなく、市長の内部組織ではありますが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、「市長等」に含めることとしています。

- 第3項では、「協働」の定義を述べています。

市民、議会、行政には、それぞれ果たすべき役割があることから、互いの役割を尊重しながら、手を取り合って共通課題の解決に主体的に取り組み、よりよいまちづくりをめざして共に行動することが「協働」のあるべき姿です。

- 第4項では、「総合計画」の定義を述べています。

本市の「総合計画」は、概ね10年を想定した基本構想と5年間のまちづくりの基本的な事項を定めた基本計画により構成されています。「総合計画」は、行政運営を行う指針となるものであり、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。

「大分市まちづくり自治基本条例」と「総合計画」との役割の違いについては、端的に表すと、「大分市まちづくり自治基本条例」は本市の自治やまちづくりの基本的ルールを定めるものであり、総合計画はそのルールの範囲内で市が行う施策の方向性を定めるものであると言えます。このことから、本市が行う施策についての細かな定めを「大分市まちづくり自治基本条例」において規定することは適当ではなく、それらは、総合計画、あるいは、各担当部署が定める個別の計画において定めるべきものです。

第2条は、条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で定めたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

<第2章 基本理念及び基本原則>

第2章基本理念及び基本原則では、この条例の中で重要な項目として、自治の基本理念と自治を進める上での基本原則を定めています。

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(解説)

○ 第3条では、自治の基本理念となるまちづくりの姿を掲げています。言い換えると、まちづくりを行う上での最も重要な柱となる考え方を謳っている部分です。この基本理念を実現するための具体的な進め方・手段を規定するものが、次条に規定する「基本原則」となります。

○ 「幸せな」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できるという意味を込めています。広い意味での「市民福祉」が充実したまちづくりの実現を意図したものです。

○ 「市民主体によるまちづくり」について

本市におけるまちづくりは、当然「市内に住所を有する者」が主役となって行われるものですが、市外からの流入人口が多い本市の特性や、まちづくりにおいて事業者や団体が果たす役割が重要性を増している最近の状況を見据えたとき、本市が、自己決定、自己責任による独自のまちづくりを進めていく上では、大分市に住所を有する人のみではなく、通勤者や通学者、企業等の法人を含め、大分市に関わりのある全ての力が必要となってきます。

また、それぞれの市民が有する権利には違いがあることを前提としながらも、それぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、本市のまちづくりを発展させ、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくものと考えられることから、それらを踏まえ、ここでは「市民主体によるまちづくり」という言葉を使っています。

※ 「自治」と「まちづくり」の定義について

「自治」という言葉を定義すると、例えば「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」などと表現されますが、その具体的なあり方は、「自分たち」のエリアの広さや組織の性質、目的、規模等あらゆる要素によって千差万別です。例えば、国から独立した地方自治体である大分市が自らの意思と責任において地域における行政を営むこと（団体自治）や、その行政運営が住民の主体的な意思に基づいて行われること（住民自治）などは、

「自治」の代表的な形といえますが、「自治」についてあまり詳細な定義を置くことは困難であり、むしろ、地域や団体などの状況を踏まえたそれぞれの解釈が行われるべきであると思われます。しかし、どのような自治組織であっても、「自分たちのことを自分たちの責任で処理する」という考え方に関しては共通しています。

一方、「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域（まち）が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力（協働）して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなこととなりますが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます。したがって、ここではむしろ厳密な定義をせずに、それぞれの地域（まち）の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。

以上のことから、これらの言葉の定義については、あえて規定することを避け、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしています。

第3条は、自治の基本理念となるまちづくりの姿（まちづくりを行う上での最も重要な柱となる考え方）について定めたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。

- (1) 市民総参加の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。
- (2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

(解説)

- 第4条は、前条で規定した「基本理念」を実現するための行動原則を述べています。
- 第1号では、市民は、まちづくりの主役であり、その市民が主体的にまちづくりに参加することで本市の自治は進展するとの考えから、全ての市民がまちづくりに参加することを原則としています。ただし、市民に対しまちづくりへの参加を強いるものではなく、あくまでも市民の自発的な参加を促すものであり、また、参加のあり方についても、その置かれた状況によっていろいろなかたちがありうるものと考えます。したがって、たとえ小さな取組であっても、市民がそれぞれのできる範囲でまちづくりへと繋がる行動を選択することが、まちづくりへの参加の第一歩であると捉えています。
- 第2号は、市民がまちづくりに参加するには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民、議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としています。これに関しては、第17条の「情報公開」のほか、市から市民への情報提供や行政運営における透明性の確保、あるいは、市民への説明責任などを規定しています。
- 第3号は、第2条で定義した「協働」の考え方に基づいて、市民、議会、行政がまちづくりに取り組むことを原則としています。この場合の「協働」とは、あくまでも市民自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものであることから、本来的に行政が行うべきものについてまで、市民に責務を負わせる趣旨のものでないことは、言うまでもありません。

第4条は、前条で規定した「基本理念」を実現するための行動原則を定めたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

<第3章 市民、議会及び市長等の役割等>

第3章市民、議会及び市長等の役割等では、市民の権利や責務、議会、市長等の基本的役割と責務について定めています。

(第1節 市民)

第1節市民では、市民の権利と市民の責務を定めています。

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに^{さんかく}参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの^{さんかく}参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を^{にな}担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(解説)

- 第5条に規定する市民の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、また、この条に規定されているものが市民が有する権利の全てではありませんが、ここでは、本市における自治やまちづくりの主体である市民が本来的に有している基本的人権を含めた権利のうち、自治やまちづくりへの参画といった面での権利にスポットを当てて規定しています。
- 「子ども」の権利については、あえて「市民」とは別に謳うこととしており、第3項と第5項に規定しています。

第2条の定義にあるように、当然「子ども」も「市民」に含まれますが、この条例の全般にわたり、有権者などいわゆる「大人」を意識した規定が多い傾向があることから、「市民の権利」の中で、あえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を抜き出して謳ったものです。そこでは、教育、福祉、家庭、地域社会、事業活動など、あらゆる面における子どもの生育環境の整備やそれへの配慮を意識した規定となっています。

「健やかに育つ環境を求めることができる」とは、子どもが「健やかに育つ」ための権利が尊重されるべきであることを謳ったものです。「大分市子ども条例」に規定する子どもの権利も同じ趣旨によるものです。

なお、「子ども」とは何歳までをいうのかについては、あえて規定していませんが、この条例は「基本条例」であり、他の全ての条例、規則等の指針とな

るものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義されるべきものと判断しています。

- 第1項では、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていくことができる権利を規定しています。ここで「求めていく」というのは、例えば全てを行政に求めるというような意味ではなく、行政に求めるべきことは行政に求め、それ以外に自らが行うべきことは自らがいき、行政や他の市民と協力して行うことは協力して行うなど、「自助、共助、公助」を念頭に置いた上で、より良い環境づくりをめざしていくという趣旨です。
- 第2項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために、法令により定められたルールの範囲で、市が提供するサービスを受ける権利があることを規定しています。これは、地方自治法に謳われている住民の権利と同様の趣旨を確認的に規定したものです。
- 第3項では、本市の自治を推進するために、市民が自発的かつ主体的にまちづくりに参画できることを定め、特に、子どもについても、それぞれの年齢や役割に応じたかたちで、まちづくりに参画できることを規定しています。
- 第4項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開又は提供を求めることができる旨を規定しています。前条で規定している「情報共有の原則」について、市民の権利の視点から表現しなおした内容となっています。
- 第5項では、まちづくりを次の世代へと引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になったときに、地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。これは、次条第2項に規定する市民の責務とあいまって、子どもが「健やかに育つ」ために本来有している権利を明らかにしようとするものですが、当然のことながら、子どもの要求をすべて認めて受け入れるという趣旨ではなく、本来的に保障されるべき子どもの権利については、確実に守っていくべきであることを謳っています。

第5条は、市民の権利について、自治やまちづくりへの参画といった面にスポットを当てて規定したものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神を育み、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(解説)

- 第6条は、第3条に謳っている「市民主体によるまちづくり」の理念うち、市民の権利に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定するものであり、自治やまちづくりに関わる市民の主体性をより一層明確にするための規定です。
- 第1項では、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、まちづくりに関して果たすべき内容を規定しています。考え方の基本としては、市民の権利に関する規定と同様に「自助、共助、公助」を念頭に置いたものとなっています。
- 第1号は、市民主体のまちづくりの大前提として、まちづくりへの積極的な参画と自主的な取り組みに努めるよう規定しています。
- 第2号は、まちづくりに参画する場合の前提として、互いが持つ思想や価値観、文化、生活習慣などを理解し、それらを尊重した上で、お互いに協力しながら取り組むよう努めることを規定しています。
- 第3号は、まちづくりに参画する権利を行使する場合は、他の市民への配慮や地域、あるいは、市全体の利益についても考慮するなど、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを規定したものです。
- 第4号は、自治会などの地域コミュニティが行う活動への参加を通じて、共に助け合う精神をはぐくむことの重要性について規定するとともに、地域の

課題解決に向けた自発的な行動へと繋げていくことを謳ったものです。

- 第5号は、行政サービスの実施に伴って発生する金銭的な負担を行うことや、市民が守るべき共通のルールに従うことなど、様々なかたちで本市のまちづくりに対する応分の負担を負う責務があることを規定したもので、これは、地方自治法に謳われている住民が負うべき義務と同様の趣旨を確認的に規定したものです。
- 第2項は、前条第5項の規定に対応するもので、それぞれの地域における活動や、さらには、大分市全体の地域づくりを将来的に担うこととなる子どもが健やかに育つための環境づくりとして、児童虐待への対応、学校教育・家庭教育の充実に向けた取組など、様々な対策を講じるべきことについて、市民・大人の責務の側面から規定したものであり、この条例における特徴的な部分の一つでもあります。
- 第3項では、市民の一員である事業者や自治会、NPOなどが、それぞれの所在地域における社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に貢献するよう努めることを規定しています。まちづくりにおいて、事業者や各種団体等が果たす役割は、今後ますます高まっていくことから、このような規定を置いています。

第6条は、第3条に謳っている「市民主体によるまちづくり」の理念うち、市民の権利に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定するものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(第2節 議会)

第2節議会では、議会の基本的役割と責務を定めています。

(議会の基本的役割と責務)

第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

(解説)

- 第7条は、議会の基本的な役割や責務を述べています。

ここでは、議会が「住民の代表機関」「本市の意思決定機関」であることや、市政の運営に関し市長と並び二元代表制の一翼を担う重大な責務を有することなどを規定していますが、これらはいずれも、既に制定されている「大分市議会基本条例」に謳われている内容のうち特に重要な事柄を抽出したものです。また、議会の活動原則その他の基本的事項については議会基本条例において定めることとしています。

- 「二元代表制」とは、市長と市議会議員の両方を住民が直接選挙によって選ぶ制度のことをいいます。
- 第1項では、「市民」ではなく「住民」としていますが、本条例において「市民」の定義が、市外から「通勤・通学する人」までを含んでいることから、この項では、選挙権を有する人という意味で、「住民」としています。

第7条は、議会の基本的な役割や責務を述べており、議会の活動原則その他の基本的事項については議会基本条例において定めることとしていることから、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(第3節 市長等)

第3節市長等では、市長等の基本的役割と責務、市長の基本的役割と責務、職員の責務を定めています。

(市長等の基本的役割と責務)

第8条 市長等は、効率的で、公正かつ^{とうめいせい}透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。

4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に^{しつこう}執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するよう努めなければならない。

5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

6 市長等は、市民と^{きょうどう}協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

(解説)

- 第8条は、市長等の基本的役割と責務を述べています。本条の規定には、既に地方自治法などに定められている規定と趣旨を同じくするものもありますが、それらを含めて、市長等の役割のうち特に重要と考えられるものをここで規定することによって、それらを市民に対し分かりやすく示すとともに、行政として果たすべき役割を改めて確認するという意味を込めています。
- 第1項では、市長等が行政運営を行うに当たり、適正な財政運営や情報提供、公開などによる、効率的で、公平かつ透明性の高い行政運営を行わなければならないことを規定しています。
- 第2項では、市長等が行う行政運営については、第2条において定義する総合計画に沿って、計画的に行わなければならないことを規定しています。
- 第4項において「相互に連携する」とは、ともすれば縦割りの対応になりがちな行政運営を改め、他の執行機関や部署が行なっている事務との調整を図るなど、市民サービス向上の観点に立った対応を行うべきことを意図したものです。
- 第5項では、市長等が職員の指揮監督を適切に行うほか、事務処理能力を向上させるための職員研修や、的確な人員配置などを行うことにより、職員の能

力が十分に発揮されるように努めなければならないことを規定しています。

- 第6項では、市長等と市民とが協働して、あらゆる世代を対象とした人材育成の様々な機会を提供するなど、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材育成に努めることを規定しています。市民の自主的なまちづくりを促進するためには、地域において活動する人材が不可欠であることから、その育成を市長等の努力義務とするものです。

第8条は、市長等の基本的役割と責務を述べており、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(市長の基本的役割と責務)

第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。

4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

(解説)

- 第9条は、前条で規定する市長等の基本的役割と責務とは別に、特に市長に係る基本的役割と責務について述べています。既に地方自治法などに定められている規定と趣旨を同じくするものもありますが、それらを敢えて規定する意図は、前条と同様です。
- 第1項では、市長は、市民の信託を受けた本市の代表であることを踏まえ、市政全体の総合調整を行うことなどを規定しています。
- 第3項の「効率的な行政運営」を実現するための方策としては、第15条に規定する行政評価などを行っています。
- 第4項の「市民への説明責任」を果たすための具体的な取組としては、第15条第2項に規定する行政評価の結果の公表や第24条第2項に規定する市民への情報提供などを行っています。
- 第5項の具体的な取組については、第14条の「条例の立案に対する市民参画又は市民意見の反映」、第24条第1項の「市民意見等の市政への反映」、第27条の「審議会、懇話会等」、第29条第2項の「地域コミュニティ等の意見の反映」などを定めています。

第9条は、市長に係る基本的役割と責務について述べており、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

(職員の責務)

- 第10条 職員は、全体の奉仕者^{ほうししや}として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、常に法令を遵守^{じゅんしゆ}するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適切に対応しなければならない。

(解説)

- 第10条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べています。「職員」とは、地方公務員法に定める一般職の職員や嘱託職員など、市長等の指揮命令の下、市の行政事務に従事している者を意味しており、これには副市長も含まれますが、市議会の議員や各種委員会の非常勤の委員などは含まれません。
 - 第1項では、地方公務員法に定める職員の職務専念義務を含め、いわば公務員としての当然の義務について規定しています。
 - 第2項では、行政サービスの向上のために、職員個々が資質の向上に努めなければならないことを規定しています。
 - 第3項では、職員が職務に当たる際に、常に法令を遵守し、職務に関しては常に法や条例に照らし、違法等が判明した場合は、適正に対応する義務があることを規定しています。
- 大分市では、この第10条に規定する事項を実現させるため、「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」を制定していま

第10条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べており、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

<第4章 行政運営>

第4章行政運営では、総合計画をはじめ行政運営に必要な事項について定めています。

(総合計画)

第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、市民の参画さんかくの機会を経て策定されなければならない。

3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。

(解説)

- 第11条は、総合計画の必要性を述べています。総合計画は、第2条の解説で述べたとおり、本市の行政運営を行う上での指針として施策の方向性を定める最も重要な計画であると同時に、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。
- 第1項では、市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定することを規定しています。大分市は、この規定を置くことで、総合計画の策定を自ら義務付けることとします。
- 第1項の「最上位の計画」とは、この総合計画は本市の政策の大きな柱であり、市が定める各種の行政計画は、全て総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとするべきであることを表しています。
- 第2項では、総合計画は、広く意見を聴くための懇話会等の設置やパブリックコメントの実施など、様々な機会を通じた市民の参画を経て策定すべきことを規定しています。
- 第3項では、市は、総合計画に定める内容が着実に進行しているかどうかを把握し、管理するとともに、その状況を公表し、市民への周知を図ることについて規定しています。

(関連条項)

- 第8条第2項

第11条（総合計画）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）	
令和元年度	総合計画基本計画が目標年度を迎えたことから、令和6年度を目標年度とする第2次基本計画を策定した。	
成果・課題		今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・市民からご意見をいただき、議会の議決を経て第2次基本計画を策定した。 ・庁内の内部評価だけでなく、外部有識者からなる「大分市行政評価・行政改革推進委員会」で施策目標の達成度等に対する意見を聴くことで進捗管理を適切に行っている。 		<p>第2次基本計画に係る行政評価が令和3年度より本格的に始まることから、各種目標の達成に向け、行政評価を通じた評価検証を行っていく。</p>

(財政運営)

第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(解説)

- 大分市の行政運営が、将来にわたり、安定的に行われるためには、財政状況が健全であることが必要です。

このことから、第12条では、市長等は、短期的な収支のバランスや効率性のみを考えるのではなく、中長期的な視点で健全な財政運営を確保するよう努めなければならないことや、常に財政上の見通しをたてながら予算を編成していかなければならないということを示しています。

(関連条項)

- 第8条第1項
- 第9条第3項

第12条(財政運営)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	毎年度、向こう5年間の財政収支の見通しを試算しており、これを踏まえた上、中長期的な視点に立った予算編成を行い、安定した財政運営に努めてきた。
成果・課題	今後の取組の方向性
財政収支の中期見通しなど、財務状況等をより正確に把握する中、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財政運営に努めてきた。しかしながら、令和3年度は、市税の大幅な減収が見込まれる中、感染症対策に引き続き取り組む必要があり、今後は、社会保障関係費や公共施設の維持管理・更新経費への対応などを考慮すると、厳しい財政運営を強いられる状況が予想されている。	引き続き行政改革など財政健全化に向けた取組を推進し、将来にわたって質の高い行政サービスが提供できるよう持続可能で安定的な財政運営を行っていく。

(政策法務)

第13条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨^{ほんし}に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

(解説)

- 昨今の地方分権・地域主権改革の流れの中で、地方に関することはそれぞれの地方において主体的に判断されるべきであるということを前提として、市長等が市政の課題に的確に対応するためには、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行うとともに、法令の解釈を自主的かつ適正に行うことにより、その解決に努めなければならないことを規定しています。
- 「地方自治の本旨」とは、地方における政治と行政を、国から独立した地方公共団体に委ね（団体自治）、かつ、その地域の住民意思に基づいて処理させる（住民自治）という地方自治の原則をいいます。

(関連条項)

- 第9条第2項

第13条（政策法務）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
平成30年度	犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的に、大分市犯罪被害者等支援条例を平成30年10月1日に施行した。
平成30年度	介護保険法の改正により、「介護医療院」が新たに法定化されたため、「大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」を制定し、非常災害対策等に市独自基準を追加した。
平成30年度	市民の健康づくりを推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、大分市健康づくり推進条例を平成30年12月に制定し、平成31年4月1日から施行した。

令和元年度	法改正により、「社会福祉住居施設」として位置付けられたため、「大分市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、非常災害対策等に市独自基準を追加した。				
令和元年度	祝祭の広場について、「集い」、「憩い」、「祝い」の機会を提供することにより、中心市街地の更なる活性化につながる回遊性の向上及び滞留性の確保をはじめ、多くの人々が集える祝祭の演出を行うとともに、魅力ある美しい都市景観の形成に寄与することを目的として祝祭の広場条例を令和元年7月16日に施行した。				
令和2年度	手話言語の普及及びろう者への理解促進を図るため「大分市こころをつなぐ手話言語条例」を制定した。				
令和2年度	令和2年3月に策定した「大分市立認定こども園設置計画」に基づき、市立幼稚園と市立保育所の一体化により市立の幼保連携型認定こども園を設置するために必要な事項を定めた「大分市立認定こども園条例」を令和3年4月1日に施行した。				
令和2年度	「大分市工場立地法に基づく準則等を定める条例」を令和2年12月15日に施行した。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">成果・課題</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">今後の取組の方向性</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>市民生活に密接に関わる福祉・保健・保育、産業振興、まちづくり等に関して、本市独自の条例制定を行いながら必要な政策を着実に実行してきた。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>今後も、市政の課題に対応した政策を実行するため、まちづくり自治基本条例に基づき、本市の実情や特性に応じて、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行っていく。</p> </td> </tr> </table>		成果・課題	今後の取組の方向性	<p>市民生活に密接に関わる福祉・保健・保育、産業振興、まちづくり等に関して、本市独自の条例制定を行いながら必要な政策を着実に実行してきた。</p>	<p>今後も、市政の課題に対応した政策を実行するため、まちづくり自治基本条例に基づき、本市の実情や特性に応じて、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行っていく。</p>
成果・課題	今後の取組の方向性				
<p>市民生活に密接に関わる福祉・保健・保育、産業振興、まちづくり等に関して、本市独自の条例制定を行いながら必要な政策を着実に実行してきた。</p>	<p>今後も、市政の課題に対応した政策を実行するため、まちづくり自治基本条例に基づき、本市の実情や特性に応じて、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行っていく。</p>				

(条例の制定等の手続)

第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画^{さんかく}を図り、又は市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(解説)

- 第14条は、市政を行う際に必要となる条例を立案するときに、市民が参画できる場を設け、又は市民の意見を聴取し、その意見を反映させるように努めなければならないことを規定しています。

具体的には、条例案に対する意見を聴くための懇話会等の設置や、パブリックコメント手続の実施などが挙げられます。

(関連条項)

- 第9条第5項

第14条(条例の制定等の手続)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
概ね毎年度	大分市地域防災計画の改訂において、防災関係機関の職員や外部有識者、市職員などから構成される大分市防災会議を開催した。
毎年度	大分市公共施設マネジメント推進委員会を設置し大分市公共施設等総合管理計画の策定・改訂および計画の進行管理に関することについて検討を行っている。
毎年度	「大分市情報化推進計画」に関する外部委員会として、学識経験者、関係団体、市民で構成する「大分市地域情報化推進委員会」を設置しており、毎年計画の進捗状況を報告し意見を反映するとともに、次期計画の策定時には、本委員会において検討を行っている。
平成29年度	広域6市(大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市)広域処理を行うごみ処理施設整備(新環境センター)のため外部有識者等で構成する「一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会」を設置した。※公共施設の建設計画のため、パブリックコメントは実施していない。
平成29年度、平成30年度、令和2年度	大分市既成宅地防災工事等助成要綱に基づき、個人が行うがけ地の防災工事に対して、助成対象となるか等の判定を行う「大分市既成宅地防災工事等助成検討委員会」を4回開催した。

平成29年度～ 令和2年度	「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針等に関するパブリックコメントを実施した（計8件・意見数計69件）
平成29年度～ 令和2年度	行政機関と学識経験者、住民の代表などにより構成され、市が決定する都市計画等について調査・審議を行う「大分市都市計画審議会」を実施した。
平成29年度	JR九州が行う「平成30年3月のダイヤの見直し」について市民意見を募集した。（意見数186件）
平成30年度～ 令和2年度	大分市スポーツ推進計画策定のために学識経験者や関係機関および団体の代表者からなる「第8期大分市スポーツ推進審議会」を設置した。
平成30年度	大分市犯罪被害者等支援条例の立案に関するパブリックコメントを実施した。（意見数7件）
平成30年度	大分市緑の基本計画改定に当たり、パブリックコメントを実施した（意見数13件）
令和元年度	大分市総合計画第2次基本計画および第2期大分市総合戦略に関するパブリックコメントを実施した。（意見数32件）
令和元年度	大分市バリアフリーマスタープラン及び大分市バリアフリー基本構想（大分駅周辺地区、鶴崎駅周辺地区）の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。（意見数17件）
令和元年度	大分市教育ビジョン2017第二期基本計画策定に当たり、パブリックコメントを実施した。
令和元年度	大分市教育ビジョン2017第二期基本計画策定のため、学識経験者や関係機関の代表者からなる「大分市教育ビジョン検討委員会」を設置した。
令和元年度	毎年度、令和元年度施行の大分市消防団ビジョンの取組に対する成果を検証するため、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市消防団ビジョン検証委員会」を設置した。
令和2年度	大分市国土強靱化地域計画の改訂に関するパブリックコメントを実施した（意見数1件）
令和2年度	大分市国土強靱化地域計画の改訂のため、学識経験者や防災関係機関の関係者から構成される「大分市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置した。
令和2年度	第4次大分市国際化推進計画策定に関するパブリックコメントを実施した（意見数：2名（3件））。
令和2年度	「大分市ところをつなぐ手話言語条例」制定にあたり、パブリックコメントにより様々な意見を聴取した。

令和2年度	大分市産業廃棄物適正処理指導計画の改定のため、学識経験者や関係機関の代表者で構成する「大分市産業廃棄物適正処理指導計画策定等委員会」を開催した。パブリックコメントを実施した。(意見数0件)
令和2年度	工場立地法に基づく緑地等の面積率に係る市独自の基準並びに景観・環境に配慮した工場立地の推進に関する方針」に関するパブリックコメントを実施した(意見数14件)
令和2年度	第2次大分市農林水産業振興基本計画策定に当たり、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市農林水産業振興基本計画策定委員会」を設置した。
令和2年度	令和4年度施行予定の消防局基本計画の改定に向け、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市消防局基本計画検討委員会」を設置した。
成果・課題	今後の取組の方向性
条例の制定や各種計画の策定等に当たっては、外部検討委員会などの市民参画組織の設置やパブリックコメント手続きを行い、各界各層の市民の意見を適切に反映してきた。	今後も条例の制定等、行政運営に係る重要な政策の立案等を行う際には、広く市民の意見を聴くため、市民参画組織の設置やパブリックコメント等を行っていく。

(行政評価)

第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(解説)

- 第15条は、効率的かつ効果的に行政運営を行うために行政評価を行うことを述べています。
- 第1項では、市長等が行政評価を実施するとともに、市民の視点に立った外部評価を行うこととし、透明性を確保する意味からも外部評価を可能な限り公開とすることを規定しています。
- 第2項では、行政評価の結果を市民に公表し、必要に応じて行政運営の見直しを行わなければならないことを規定しています。

(関連条項)

- 第8条第1項
- 第9条第3項・第4項

第15条（行政評価）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	【市長部局】行政内部での行政評価を実施するとともに、市民参画の外部行政評価委員会による外部評価を公開で行い、その結果を公表した上で、次年度の予算に反映させた。
毎年度	【上下水道局】上下水道事業の主要指標と大分市上下水道事業経営戦略の取組み項目の進捗状況を評価する経営診断を実施している。内部評価に対して、外部委員で構成する経営評価委員会からの外部評価を受けただうえで、その診断結果を市民に公表している。
成果・課題	今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局においては、令和2年度より、行政改革推進委員会と外部行政評価委員会の組織を統合し、より広範な視点からの意見を取り入れられるよう組織を改編し、併せて、当該委員会においては市長をはじめとした関係幹部職員が参画することで、より市政に反映できる体制とした。 ・上下水道局においては、内部評価だけでなく、外部有識者からなる「経営評価委員会」で施策目標の達成度等に対する意見を聴くことで進捗管理を適切に行っている。令和2年度の経営評価委員会が出た意見を踏まえ、経営診断の評価区分の見直しや補助金ごとの評価を実施することにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局においては、委員の意見はもとより、内部における行政評価の過程においても、昨今の社会情勢等を勘案した、より効率的かつ効果的な行政運営を図るよう取り組みを進める。 ・上下水道局においては、引き続き、上下水道事業の主要指標と経営戦略の取組み項目の進捗状況の評価を行っていく。

(行政手続)

第16条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

(解説)

- 第16条は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、市が行う許可・認可等の行政処分、行政指導その他の行政手続を明らかにすることを規定しています。
- 本条に規定する「別に条例で定める」ものとしては、「大分市行政手続条例」があります。この条例では、許可、認可等の行政処分や行政指導などについて、適正な手続や方法で行わなければならないことなどを規定しています。

(関連条項)

- 第8条第1項、第3項

第16条（行政手続）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
令和元年度	行政手続条例に基づき、祝祭の広場の利用の禁止又は制限の処分基準、行為の許可等の審査基準を定めた。
成果・課題	今後の取組の方向性
本市では、平成8年に施行された「大分市行政手続条例」において、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ってきたところである。この行政手続条例に基づき、条例よりも詳細な処分基準・審査基準を定め、適正かつ円滑に事務の執行を行ってきた。	今後も社会情勢等の必要に応じて、適宜策定・改定を行い、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図っていく。

(情報公開)

第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(解説)

- 第17条は、市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する情報の公開をすることを規定しており、第4条の基本原則に定める「情報共有の原則」を実現させるための規定の一つです。
- 本条に規定する「別に条例で定める」ものとしては、「大分市情報公開条例」があります。この条例では、市が保有する公文書の公開に関する手続、公開又は非公開とされる情報の種類などについて規定しています。

(関連条項)

- 第5条第4項
- 第8条第1項

第17条(情報公開)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	大分市情報公開条例に基づき、平成29年度677件、平成30年度605件、令和元年度530件、令和2年度484件(合計2,296件)の情報公開を行った。
成果・課題	今後の取組の方向性
本市では、平成16年に施行された「大分市情報公開条例」において、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める市民の権利及び公開に関する必要な事項を定め、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を果たしてきたところである。 今後は、更なる情報提供の推進を図るため、電子申請による情報公開請求の啓発を積極的に行うとともに、行政資料コーナーの充実を図る必要がある。	今後も大分市情報公開条例に基づき、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進する。

(個人情報の保護)

第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(解説)

- 第18条は、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われることにより、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。前条の(情報公開)とあわせて、適切な情報管理を行うために、重要な規定です。
- 本条に規定する「別に条例で定める」ものとしては、「大分市個人情報保護条例」があります。この条例では、市が保有する個人情報の適正な管理やその利用制限、開示請求の手続などが定められています。

(関連条項)

- 第5条第4項
- 第8条第1項

第18条(個人情報の保護)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	個人情報保護制度に関する啓発を市報、ホームページへの掲載やリーフレットの配布により行った。また、新任職員等を対象に個人情報の収集や管理等に関する研修を実施した。
毎年度	国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)ナショナルサイバートレーニングセンターが実施する、実践的サイバー防御演習「CYDER」に参加した。
毎年度	年代別研修時などに、業務上必要な情報セキュリティ研修を実施した。
毎年度	情報セキュリティ責任者、OAリーダー、庶務担当者などに、業務上必要な情報セキュリティ研修を実施した。
毎年度	職員を対象に、情報セキュリティに関する研修を行った。

平成30年度～ 令和2年度	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）と呼ばれる情報セキュリティを管理する仕組みの構築を行った。
平成30年度～ 令和元年度	職員ポータル・グループウェア・財務会計システム・全庁ネットワーク・文書管理システムの5システムについて、情報セキュリティ外部監査を実施した。
平成30年度～ 令和2年度	情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、緊急即応チームとして、大分市 CSIRT を設置した。
令和元年度	平成30年9月に国のガイドラインが改定されたことに伴い、「大分市情報セキュリティポリシー」の改正を行った。
令和元年度～ 令和2年度	「ラグビーワールドカップ2019」の開催に備え、大分県警察とのサイバー攻撃緊急対応共同訓練を実施した。令和2年度も引き続き共同訓練を実施した。
成果・課題	今後の取組の方向性
<p>本市では、平成15年に施行された「大分市個人情報保護条例」において、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項を定め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護してきたところである。</p> <p>29年度以降においても、職員に対する個人情報保護や情報セキュリティに関する研修や訓練等を着実にを行い、職員のセキュリティ意識の維持向上を図ってきたところである。</p>	<p>今後も本条に基づき、個人情報の適正な取り扱いや職員のセキュリティ意識・情報モラルの維持向上に努め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する。</p>

(権利保護及び苦情対応)

第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護^{ようご}するため、必要な措置^{そち}を講ずるものとする。

2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置^{そち}を講じなければならない。

(解説)

- 第19条は、行政運営に当たり市民の権利を保護しなければならないことや、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任と迅速な対応について述べています。
- 行政運営上の行為により不利益を受けた市民の救済手段としては、例えば行政不服審査法による不服申し立ての制度などがありますが、行政が行う行為のすべてがその対象となるわけではありません。ここでは、こうした制度が及ばない部分を補うための取組を行うほか、行政運営の改善を図るなど、市民の権利利益を擁護するための必要な措置を構すべきことを定めています。
- 第2項では、行政運営に対して、市民から意見、要望、苦情等がある場合は、速やかに事実関係について調査すべきことと、調査の結果、改善の必要がある場合は、適切な措置を行うことを規定しています。

(関連条項)

- 第9条第4項、第5項

第19条（権利保護及び苦情対応）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	行政不服審査法による審査請求に対して、行政不服審査会を平成30年度は6回、令和元年度は5回、令和2年度は2回開催し審議した。（情報公開室）
毎年度	市民相談室では、市民から寄せられる多種多様な相談の聞き取りを行い、解決方法に役立つ情報提供や、専門相談・関係機関の紹介など、速やかに対応している。その中で、行政運営に関するご意見等については、適切に担当課に繋いでいる。

毎年度	福祉事務所長処分について、市民から審査請求（平成30年度1件、令和元年度3件）に対し審査庁として対応した。（子ども企画課）
毎年度	市民から寄せられた水道事業の運営に対する要望・苦情に対して解消に向けて対応を行った。（水道関係課）
毎年度	市民から寄せられた下水道事業の運営に対する要望・苦情に対して解消に向けて対応を行った。（下水道関係課）
毎年度	上下水道局発注の建設工事に係る下請負人から寄せられる苦情（元請とのトラブル）について、関係者の聴き取りを行い必要な助言を行った。
平成29年度、令和元年度	行政不服審査法による不服申し立て5件（平成29年度2件、令和元年度3件）に対して対応を行った。（税制課）
平成29年度～令和2年度	行政不服審査法による不服申し立てについて審査庁として5件の対応を行った。（市民協働推進課）
平成29年度～令和2年度	行政不服審査法による審査請求に対し、弁明書の提出等、随時対応している。（生活福祉課）
平成29年度	福祉事務所長が行った「生活保護費費用返還請求決定処分」に審査請求があったため対応した。
平成31年度	これまで職員が行ってきた様々な業務のうち、水道維持管理課中央担当班エリアにおける水道に対する苦情や相談、漏水時の対応業務を民間委託した。
成果・課題	今後の取組の方向性
行政不服審査法による不服申し立てへの対応や、市民相談室に寄せられる市民からの意見等への適切な対応をするとともに、水道に対する苦情・相談等に特化した業務を民間委託することで迅速かつ効率的な対応を行い、市民からの苦情等に関する応答責任を果たしてきた。	今後も、行政不服審査法に基づき市民の権利利益の救済を図るとともに、市民からの苦情等、様々な市民ニーズに的確に対応していく。

(危機管理体制の整備等)

第20条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

(解説)

- 市民の身体、生命、財産の安全性の確保に努めることは、行政が果たすべき基本的な役割の一つであることから、ここでは、台風や地震などの自然災害を含めたあらゆる緊急事態に備えるための危機管理体制の整備と有事の際の市民や関係団体等との連携・協力体制の構築を図るべきことを定めています。
- 具体的な施策としては、災害対策本部体制の確立や避難場所の確保、ハザードマップの作成などを行うほか、地域における防災体制の構築、関係機関との連携強化など、あらゆる事態を想定した危機管理体制の確立を図っています。

(関連条項)

- 第5条第1項

第20条（危機管理体制の整備等）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	地域や企業で活動する防災士について、養成事業を実施するとともに、防災士の連携強化を目的として、校区単位での防災士協議会の結成を働き掛けた。
毎年度	「大分市地域防災計画」、「大分市国民保護計画」、「大分市業務継続計画」、「大分市災害時受援計画」、「大分市国土強靱化地域計画」を定め、必要に応じて改訂を行っている。
毎年度	地域の企業や団体と災害時受援協定を締結し、災害対応力の強化を図った。
毎年度	「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」を作成し、必要に応じ見直しを行っている。
毎年度	自治会や自主防災組織等の要請により、給水訓練等のための職員を派遣している。

毎年度	水道施設、水道管路、下水道施設及び下水道管路の耐震化を進めている。また令和2年度に森岡山配水池に緊急遮断弁を整備した。 (緊急遮断弁・・・震度5強以上の地震が発生した場合に自動的に配水池からの水の供出を遮断し、供給用水を配水池内に確保するもの)
毎年度	浸水対策として、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場を整備している。
平成29年度～ 令和2年度	市より避難情報が発令された場合や、自宅損害等の被害が発生し、避難生活が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などが避難所生活を送るための場所(福祉避難所)の確保に努めている。
平成30年度	市内125カ所の指定避難所を応急給水拠点として指定した。そのうち小中学校23カ所の受水槽を改修し、受水槽から給水できるようにした。
令和2年度	職員や近隣の自主防災組織を対象とした「新型コロナウイルス感染症対策」を講じた避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各指定避難所へマスクや消毒液などの感染症対策物資を配備した。
令和2年度	新型コロナウイルス感染症対策に伴い、住まいの確保が困難になった方に対して、一時的に使用できる市営住宅の改修を行った。
適宜	災害支援に関する協定を関係団体等と締結した。
成果・課題	今後の取組の方向性
防災士の養成や各種計画の改訂、関係機関との協定締結、訓練の実施等により、危機管理体制の強化が図られた。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、庁内の体制整備を行い、市が一体となって各種取組を進めている。	今後も引き続き、あらゆる場面を想定した危機管理を行い、市民の日常生活の安全を確保していく。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、「コロナウイルスに関連する重篤者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指し、必要な対策を迅速に行っていく。

(行政組織の編成)

第21条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

(解説)

- 第21条は、市民目線を第一に考えた機動的で効率的なサービスが提供できるよう、組織の編成を行い、多様化する市民ニーズ等に対応するためにも、常にそれぞれの担当部署が、互いに横断的な調整を図るべきことを規定しています。
- 「組織の横断的な調整」とは、各担当部署が担当する事務をそれぞれ縦割りで処理するのではなく、関連する他の部署との調整を図ることで事務を的確に処理すべきことを表しています。

(関連条項)

- 第8条第4項

第21条（行政組織の編成）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	総合的かつ効率的な視点に立ち、常にその在り方を見直し、新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革を行った。
平成29年度～	大分市観光戦略プランの推進を図るため、「大分市観光戦略プラン庁内推進委員会」を設置した
平成30年度	少子高齢化の進展や将来の財政運営に鑑み、組織統合による共通業務の一元化や受付窓口の一本化等による市民サービスの向上を図るとともに、上下水道部門の相互連携による災害時の危機管理体制の強化や経営基盤の強化を目的として組織を統合し、上下水道局を設置した。
平成30年度～令和2年度	スポーツ推進計画策定のため、「第2期大分市スポーツ振興基本計画策定庁内検討委員会」を設置した。

平成30年度～ 令和2年度	高崎山の活用や、魅力ある高崎山の実現に向けた対策等を総合的に検討するため、「高崎山振興戦略会議」を設置した。
令和2年度	本市における障がい者の社会参加の促進等を目的として実施する大分市ノーマライゼーション推進事業に関し、必要な事項を検討するため「大分市ノーマライゼーション推進事業庁内検討委員会」を設置した。
令和2年度	事業者が実施する再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び再生可能エネルギー発電設備による発電事業について、関係課等が情報を共有し、事業者に対する指導等を検討するため、「再生可能エネルギー発電設備の設置事業等に関する庁内連絡会議」を設置した。
令和2年度	令和6年度運用開始予定の大分市西部海岸地区・憩い交流拠点施設整備事業の調整及び推進を行うため、プロジェクトチーム設置要綱を制定した。
令和2年度	令和8年度を目標とする第2次大分市農林水産業振興基本計画の策定に向け、策定作業の事務分担を行うため、農林水産部各課の担当者からなる作業部会を設置した。
令和2年度	令和6年4月1日開校予定の（仮称）大在東小学校の新設に向け、入札公告に係る資料（案）の作成等を行うため、各部局の担当者からなる（仮称）大在東小学校施設整備事業に係るDB事業推進プロジェクトチームを設置した。
令和2年度	令和4年度施行予定の消防局基本計画の改定に向け、新計画の素案を作成するため、市関係課14課から構成される「大分市消防局基本計画庁内検討委員会」を設置した。
成果・課題	今後の取組の方向性
新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革を行った。また、必要に応じて組織横断的な調整を図るプロジェクトチーム等を設置することで、関連する他の部署との情報共有を図り、よりの確に事務処理を行うことができた。	新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革や組織横断的なプロジェクトチーム等を設置し、市民サービスの向上を第一義とした、市民満足度の高い行政機能を発揮していく。

<第5章 市民参画等>

第5章市民参画等では、市民参画をはじめ協働の推進などについて定めています。

(市民参画)

第22条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(解説)

- 第22条は、市民参画について述べています。第4条の(基本原則)に規定する「市民総参加の原則」を具体化するための規定であり、行政として、市民がまちづくりに参画できるようにするための体制を整えることを明らかにしたものです。
- 第1項では、「市民総参加の原則」に基づき、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、その機会を確保していくことを規定しています。
- 第2項では、市民の主体的な参画を促すためにも、その仕組みを整備し、併せてその内容等について周知を図ることを規定しています。

(関連条項)

- 第5条第3項
- 第6条第1項第1号
- 第8条第6項

第22条(市民参画)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化することを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コミュニティネットサイトの運用を行っている。

毎年度	市民に「市民活動」と「税金の使い道」に関心を持ってもらい、市民活動への参加を通じて、市民との協働によるまちづくりの推進を図るとともに、市内で活動する市民活動団体の活動を支援するため、個人市民税の1%相当額を補助金として交付する「あなたが支える市民活動応援事業」を実施した。
平成29年度 平成30年度	祝祭の広場の設計候補者公開プレゼンテーションの開催や設計段階での市民意見交換会を行い、市民参画による事業推進を行った。
平成29年度 平成30年度 令和元年度	鉄道残存敷の地元説明会を実施し、整備方針や基本計画の策定等を行うための意見交換をした。
平成29年度	地域の活力維持・増進を図るため、市内13地域に各地域の代表者で構成する「地域ビジョン会議」を平成29年5月に設置し、地域の現状や課題などを議論していただく中で地域の将来像をまとめた「地域まちづくりビジョン」を平成30年7月に提言として受けた。令和元年度からは、ビジョンの具現化に向けて地域と行政が意見交換を行う「地域まちづくりビジョンフォローアップ会議」を開催している。
平成30年度 令和2年度 ※2年毎に1回委 嘱	市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、各自治会ごとにクリーン推進員を配置し、正しいごみの分別について啓発にあたってもらっている。
令和2年度	「大分市都市計画マスタープラン」の改定に伴う住民説明会を実施し、地区別構想策定のため、住民意向の確認等を行った。
成果・課題	今後の取組の方向性
地域まちづくりビジョンフォローアップ会議を通じた地域と行政の意見交換や、「あなたが支える市民活動応援事業」、各種施策に関する住民説明会等を実施することで、市民がまちづくりに参画できるようにするための体制づくりに努めてきた。	今後も引き続き、地域まちづくりビジョンフォローアップ会議や市民説明会等を通じて、地域（市民）と行政が情報共有、課題等の把握を行うことで、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、各事業を推進していく。

(協働^{きょうどう}の推進)

第23条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働^{きょうどう}によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働^{きょうどう}の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損^{そこ}なわないよう配慮しなければならない。

(解説)

- 第23条は、協働の推進について述べています。これは、第4条(基本原則)に定める「協働の原則」を実践するための規定です。
- 第1項では、市民、議会及び市長等が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組むことを規定しています。このことについては、本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものであるという観点から、お互いの努力目標というかたちで規定しています。
- 第2項では、協働の推進に当たっては、市民の自主性と自立性に基づく自発的な取組が行われることが前提であるため、このことに対する市長等の配慮が必要であることを規定しています。

(関連条項)

- 第8条第6項

第23条(協働の推進)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることを目的に、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」を実施した。
毎年度	「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図った。
毎年度	地域におけるまちづくりの主体となっている自治会が、個々の地域特性に応じたまちづくりをより一層推進するため、各地区・校区の自治会連合会組織に対し、運営費等の支援を行った。

毎年度	団体や地域住民の活動に対する意識の更なる醸成と、市民協働による住み良いまちづくりを推進することを目的として、NPO法人・ボランティア団体・事業者等が行っている、住み良いまちづくりのための取り組みで、他の模範となる優秀なものを「協働のまちづくり大賞事業」において表彰した。
毎年度	特定外来生物対策事業として、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、市民へアライグマの基本的な知識等の普及啓発や捕獲従事者の養成を行うとともに、市民や関係団体等と協働して、モニタリングや捕獲等を行っている。
毎年度	公園の除草や清掃等の美化活動を「大分市街区公園愛護会」として結成された団体が行い、その活動に応じて報償金を交付した。
毎年度	保護者や地域住民等の意向を反映する学校評議員制度を一步進め、学校運営に必要な支援等を協議する学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域住民の学校運営への支援及び協力を促進するとともに子どもの豊かな学びと育ちを創造する。
毎年度	地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供している。
平成29年度～ 令和2年度	「地域ふれあいサロン事業」 公民館等身近な場所で、地域に住む高齢者が、気軽に、楽しく参加できる「交流・ふれあいの場」であり、地域のボランティアなどの協力を得て運営している。高齢者の閉じこもりを防ぎ、地域でいきいき元気に暮らすための仲間づくり、健康づくりを進める活動である。
平成29年度	水素エネルギー導入推進事業として、平成29年9月に「大分市水素利活用計画」を策定し、「大分市水素利活用協議会」で協議する中で、各種事業を実施している。
平成29年度～ 令和2年度	ふるさと団地元気創造推進事業で、行政と住民協働で住民ワークショップや団地活性化の取組を実施。

平成29年度～ 令和2年度	「大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体」として登録された団体が市道沿線及び本市が管理する河川の草刈りを実施した際に、その面積に応じて年2回を限度に報償金（8円／平米）を支払った。
令和元年度	クリーン推進員がさらなる清掃事業の円滑な推進に協力をいただけるよう、大分市クリーン推進員設置要綱の一部を改正し、より市民参画を得ることができた。
成果・課題	今後の取組の方向性
「地域まちづくり活性化事業」や「ご近所の底力再生事業」「地域ふれあいサロン事業」等を通じて、自治会等が主体的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりへの事業を支援することで、地域の交流・連帯感が深まり、自主的・自立的な地域活動への意識が市民に浸透してきている。一方で、少子高齢化の進展により、地域活動への参加者の減少や、地域活動の担い手不足が課題となっている。	今後も継続して各事業を実施することで、地域住民の活動に対する更なる意識の醸成を図り、市民との協働のまちづくりを推進する。

(市民提案)

第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の
拡充かくじゅうに努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(解説)

- 第 24 条は、市民の提案を市政に反映させることについて述べています。これは、第 9 条（市長の基本的役割と責務）第 4 項及び第 5 項に定める内容を具体化する規定の一つです。
- 第 1 項では、市民の意見や提言を市政に反映させる機会を増やすことに努めなければならないことを規定しています。これについては、市民政策提言制度や市長が直接市民からの意見を聴く機会を設けるなど、様々な取組を行っています。
- 第 2 項では、市民の意見や提言を得るために、政策の立案や実施、評価等の各段階における情報を積極的に提供することを規定しています。現在、市報やホームページなどを活用して広報活動を行うほか、必要に応じて、地域での説明会を開催するなど、積極的な情報提供に努めています。

第 24 条（市民提案）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	市のホームページから市民サービスの向上につながる施策や大分市の活性化にかかわるもの、市政運営の改善等に役立つアイデア提案を受け付けている。（平成 29 年度 3 件、令和元年度 15 件、令和 2 年度 15 件）
毎年度	ふれあい市長室を実施し、各種団体や地域で意見交換を行った。 （対象）平成 29～30 年度：高校、大学等 令和元年度：地域まちづくりビジョンの 13 地域 令和 2 年度：地域まちづくりビジョンにおいて地域活動を行う団体
毎年度	まちづくり出張教室を 188 件実施し、「災害に強いまちづくり」「介護予防」など市が進める各種事業や施策の説明などを行った。

毎年度	公共施設の見学に係る補助を57件実施。「ななせダム」「南蛮BVNGO 交流館」など多くの施設を見学していただき、施設の役割等の説明を行った。
平成29年度 平成30年度 令和元年度	鉄道残存敷の整備方針や基本計画の策定等を行うため、地元説明会を実施した。
令和元年度 令和2年度	作成した洪水ハザードマップの説明会を17回行った
令和2年度	「戸次地区防災拠点施設整備事業」に関し、地元説明会を実施した。
令和2年度	令和9年度に新たな清掃工場の供用開始を目指す新環境センター整備事業について、進捗状況を報告し、理解を深めていただくことを目的に「新環境センターニュース」を発行した。
成果・課題	今後の取組の方向性
ふれあい市長室やまちづくり出張教室等を通じて、市政に関し意見交換を行う中で、市民と相互理解を深めることができた。また、市民の意見や提言を聴くため、必要に応じて地元説明会やアンケートを実施し、積極的な情報提供に努めてきた。	今後も引き続きふれあい市長室等を通じて、市民からの意見を聴く機会を設けていく。また、市報やチラシ等でさらにまちづくり出張教室等を周知し、また参加者の意見集約に努め、継続実施していく。 さらに、今後も適時、地元説明会等を開催し、市民の意見、提言等の反映に努め、地元の理解を得ながら事業を進めていく。

(市民意見の聴取)

第25条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(解説)

- 第25条は、行政運営に係る重要な政策等の立案に際して、広く市民意見を聴取して進めるべきことを述べています。
- 第1項では、重要な政策等の立案に当たり、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。現在、パブリックコメントについては、この条例とは別に手続を定めており、総合計画や市民の権利・義務について規定する条例などを定める際に、この手続を経ることとしています。
- 第3項の「市民意見の聴取」に関する規定は、第24条と同様の趣旨を含んでいますが、ここでは、市民意見の聴取については、既存の制度や仕組みにとられることなく、あらゆる機会を利用して行うべきことを確認するために、ここで規定しています。

(関連条項)

- 第9条第5項

第25条（市民意見の聴取）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	パブリックコメント制度の適正な活用やその運用方法、市民等の意見が出やすい環境づくり等について全課へ周知した。 また、制度を広く市民に周知するため、市報やホームページ、記者発表などにより広報を行った。
平成29年度	第3期大分市食育推進計画に関する大分市民の「食」に関する意識調査およびパブリックコメントを実施した。

平成29年度	大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針策定に当たり、パブリックコメントを実施した。(意見数34件)
平成29年度	第3期大分市中心市街地活性化基本計画策定に関するパブリックコメントを実施した。(意見数15件)
平成29年度～令和2年度	「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針等に関するパブリックコメントを実施した(計8件・意見数計69件)
平成29年度	JR九州が行う「平成30年3月のダイヤの見直し」について市民意見を募集した。(意見186件)
平成30年度	大分市スポーツ推進計画策定に伴い「大分市民のスポーツに関するアンケート調査」を実施した。
平成30年度	大分市犯罪被害者等支援条例の立案に関するパブリックコメントを実施した。(意見数7件)
平成30年度	「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。
平成30年度	子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、大分市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困にかかる基礎資料とすることを目的にアンケート調査を行った。(回答数10,565件)
平成30年度	第2期すくすく大分っ子プラン策定に当たり、ニーズ量の把握および目標策定等の資料とするためにアンケート調査を行った。(回答数6,328件)
平成30年度	大分市幼児教育・保育振興計画策定に当たり、パブリックコメントを実施した。(意見数7件)
平成30年度	洪水ハザードマップの原案説明会を5回行った
平成30年度	大分市緑の基本計画改定に当たり、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施した。(意見数13件)
平成30年度	大分市上下水道事業経営戦略に関するパブリックコメントを実施した(意見数5件)
平成31年度	「大分市情報化推進計画」の策定にあたり、計画案に関して市民の意見の反映を行うため、パブリックコメント、市民アンケートを実施。
令和元年度	大分市総合計画第2次基本計画および第2期大分市総合戦略に関するパブリックコメントを実施した(意見数32件)

令和元年度	中心市街地公有地利活用に関する民間アイデア提案についてのアンケート調査（アンケート応募総数23件）
令和元年度	第2次大分市文化・芸術振興計画の策定に関する基礎資料として、大分市文化・芸術に関するアンケート調査を実施した。（市民3,000人）
令和元年度	第2期すくすく大分っ子プラン策定に当たり、パブリックコメントを実施した。（意見数3件）
令和元年度	大分市バリアフリーマスタープラン及び大分市バリアフリー基本構想（大分駅周辺地区、鶴崎駅周辺地区）の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。（意見数17件）
令和元年度	「大分市自転車活用推進計画」の策定に関するパブリックコメントを実施した（意見22件）。
令和元年度	令和元年度施行の大分市消防団ビジョンに関するパブリックコメントを実施した。（意見数12件）
令和2年度	大分市国土強靱化地域計画の改訂に関するパブリックコメントを実施した（意見数1件）
令和2年度	「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。
令和2年度	「大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画」を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。
令和2年度	「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」改定に係る市民・事業者意識調査を行うとともに、計画に対するパブリックコメント手続を実施した。（意識調査対象2,100件・回答1,251件、意見数2件）
令和2年度	平成26年11月から実施している「家庭ごみ有料化制度」について、条例に基づく3年ごとの検証を行うため、市民意識調査を行うとともに、制度に対するパブリックコメントを実施した。（意識調査対象4,000件・回答1,616件、意見数2件）
令和2年度	大分市産業廃棄物適正処理指導計画の改定に関するパブリックコメントを実施した。（意見数0件）

令和2年度	第2次大分市農林水産業振興基本計画策定にあたり、市民や農林水産業者から広く意見を聴取するため、市民・農林水産業者意向調査を実施した。(発送数：約9,000通、回収数：約4,000通)
令和2年度	大分市公営住宅等長寿命化計画(原案)に関するパブリックコメントを実施した(意見数0件)
令和2年度	「子どもの読書活動推進計画(第四次)」に関するパブリックコメントを実施した(意見数5件)
令和2年度	アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想に関するパブリックコメントを実施した。(意見数39件)
成果・課題	今後の取組の方向性
各施策の検証にあたっては、パブリックコメント等を実施するなど、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ってきた。	計画・条例等(素案)を立案する過程で、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促し、公正で開かれた市政を推進するため、パブリックコメントの適正な活用を図る。一方で、パブリックコメントの意見件数が少ないものもあり、周知の方法についての課題が残っている。そのため、制度の効果的な周知について、検討を進めていく必要がある。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を^{そんちよう}尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(解説)

- 第26条は、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が意思決定に参加することができる制度である「住民投票」について定めています。
- 「住民」とは、市内に住所を有する人をいいます。ここで、「市民」ではなく「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票については、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。
- 市長は、この規定がなくても、地方自治法（第149条）の規定に従い、住民投票に関する条例案を議会へ提出することができますが、この規定は、直接住民の意思を確認すべきであると判断した場合、市長には住民投票を行うことを提案する選択肢があるということを改めて明記するものです。
- 住民からの請求による住民投票の実施については、地方自治法（第74条）の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、市民が直接請求によって、住民投票に関する条例の提案をすることができます。
また、議会にも、地方自治法（第112条）の規定に従い、住民投票に関する条例を提案する方法があります。
- 第2項では、住民投票には法的拘束力はないものの、市長は、その結果を尊重しなければならないことを規定しています。したがって、住民投票の結果と異なる判断をしたときは、市民への説明責任を負うこととなります。
- 住民投票については、この条例の規定を根拠としてただちに実施できるものではなく、第3項に規定するように、その事案ごとに、必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、住民投票を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

第26条（住民投票）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）	
	実績なし	
	成果・課題	今後の取組の方向性
実績がないため記載なし	実績がないため記載なし	実績がないため記載なし

(審議会、懇話会等)

第27条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識^{けんしき}を有する者を選任するほか、公募等^{こうぼ}により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

(解説)

○ 第27条は、まちづくりを進めるに当たり、法令の定めにより設置する審議会や、必要に応じて設置する懇話会等について述べています。

本市では、既に多くの審議会、懇話会等を設置し、広く市民の意見を聴くこととしていますが、第9条(市長の基本的役割と責務)第5項の規定を具体化するために、この第1項において、そうした審議会、懇話会等の設置について規定しています。

○ 第2項では、市民の意向を的確に市政へ反映させるため、委員の選任について、公募等により市民の幅広い層から選任するよう努めることを規定しています。

○ 第3項については、積極的な情報提供を行う観点から、会議における協議等の内容についても可能な限り公開することを規定しています。ただし、審議会、懇話会等の内容が公開に馴染まないもの(例えば、土地区画整理事業における審議会では、個人の財産等を扱うために非公開としている)などがあるため、ここでは努力義務として規定しています。

第27条(審議会、懇話会等)に関する取組成果の検証

いつ(年度)	「何を」「どうした」(進捗内容)
毎年度	大分市民図書館条例に基づき設置した「大分市民図書館協議会」において、図書館運営に関することを審議した。
毎年度	上下水道事業の経営全般にわたる課題等について幅広く外部の方々に意見をいただき、客観性のある評価を事業運営に反映させるため、平成30年4月1日から大分市上下水道事業経営評価委員会を設置・運営している。

平成29年度	第3期大分市食育推進計画の策定に関することを審議する「食育推進計画策定検討委員会」を設置した。
平成29年度 令和元年度	大分市子ども・子育て会議条例に基づき、大分市の子ども・子育て支援に関する事項を審議するために、大分市子ども・子育て会議を設置し、平成29年度と令和元年度に委員改選を行い市民公募委員を2人ずつ選出した。
平成29年度	大分市における幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方について、幅広い分野から意見を聴くために、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会を設置し、市民を2人選出した。
平成29年度	大分市における幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方について、幅広い分野から意見を聴くために、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会を設置し、市民を2人選出した。
平成29年度 令和元年度 ※2年毎改選	「地球温暖化対策おおいた市民会議」の委員の公募を行った。
平成30年度	「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、公募により委員を募集した。
平成30年度	「第8期大分市スポーツ推進審議会」の設置に伴い、構成委員の一部の一般公募を行った。
令和元年度	「大分市総合計画第2次基本計画検討委員会」の市民委員を公募。7名を選出。
令和元年度～ 令和2年度	第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会を設置した。
令和2年度	「大分市行政評価・行政改革推進委員会」設置に伴い、市民委員を公募し、2名を選出。
令和2年度	第4次大分市国際化推進計画にかかる策定委員会において一般公募により委員を募集した（1名）。
令和2年度	大分市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関することを審議する「大分市男女共同参画審議会」を設置した。
令和2年度	「大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画」を策定するにあたり、公募により委員を募集した。

成果・課題	今後の取組の方向性
<p>総合計画をはじめとする各種計画の策定及び施設整備等に関して、広く市民の意見を反映することを目的に、各種検討委員会等を設置してきた。</p>	<p>今後も重要な施策の立案等に当たっては、公募により市民の幅広い層から必要な人材を選任し、広く市民の意見を聴いていく。</p>

<第6章 まちづくりの推進>

第6章まちづくりの推進では、都市内分権や地域コミュニティなど、本市の自治を推進するに当たり、これから重要になってくる事項について定めています。

(都市内分権)

第28条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(解説)

- 第28条は、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべきという都市内分権の考え方にに基づき、都市内分権の必要性を認識し、地域における自主的かつ自立的な活動について、地域特性を活かした適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を進めていくことを規定しています。
- 「都市内分権」とは、市民により身近なところで事業を行うべきであるという考えに基づき、行政が持つ権限や財源を本庁から支所等へ移すことや、行政が行っている事業のうち地域において主体的に行うことが望ましいと考えられるものについて、その権限や財源を行政から地域へと移すことなどをいいます。しかしながら、市民主体のまちづくりを推進する上で、具体的にどのようなやり方が最も有効であるかについては、さらに議論が必要であり、本市においても、現実に都市内分権を実施するに当たっては、慎重な検討を重ねる必要があります。

(関連条項)

- 第6条第1項第4号
- 第8条第6項
- 第9条第2項

第28条（都市内分権）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）	
毎年度	自主防災組織が行う平常時の防災活動、放送設備の整備に関する経費に対して補助を行った。また、自主防災組織等で活動する防災士の連携強化を目的として結成された防災士協議会の活動費に対して補助を行った。	
毎年度	概ね小学校区単位を活動範囲とする自治会や公民館、民生・児童委員協議会など、地域の様々な団体で構成される「まちづくり協議会」に対し、一定の権限や財源を付与することで、地域自らが主体的に課題解決に取り組み、自主・自立的なまちづくり活動の促進を図るため「地域づくり交付金事業」を実施した。	
毎年度	地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることを目的に、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」を実施した。	
毎年度	「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図った。	
成果・課題		今後の取組の方向性
<p>まちづくり協議会を設立することで以前は地域内で別々に活動を行っていた自治会をはじめとした様々な団体同士の連携が密になり、情報共有と団体間の横のつながりが強化され、地域が一つの目標に向かって活動することができ、地域の活性化が図られている。また、まちづくり協議会を構成する各団体が互いに補完し、原則自由な裁量で活用できる「地域づくり交付金」を有効に活用し、独自事業を積極的に行うなど、地域の自主的かつ自立的なまちづくりの取り組みが促進されている。協議会の設立に至っていない校区においては、校区内の合意形成の難しさや事務局を担う人材の確保などが課題となっている。</p> <p>自主防災組織等に対しては、補助を行うことで、地域における自主防災活動の推進が図られた。</p>		<p>都市内分権の取組の一環として、地域のまちづくり団体に対し、既存の補助金等を一括化し、原則自由な裁量で活用できる交付金を交付することで、地域の実情に応じた自主的かつ自立的なまちづくり活動の促進を図るとともに、本事業がより多くの校区で活用されるよう努める。</p> <p>また、相次いで発生する災害に伴い、自主防災活動の重要性が再認識されており、今後とも自主防災組織等に対する取組を継続する必要がある。</p>

(地域コミュニティ)

第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働^{きょうどう}により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(解説)

- 第29条は、市民や地域が主体となったまちづくりの取り組みを推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティと市長等との関係について述べています。
- この条例における「地域コミュニティ」とは、「一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団」をいいます。自治会や子ども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体はもちろん、NPO、ボランティア団体などについても、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、「地域コミュニティ」に含まれます。
- 第1項では、まちづくりの推進にあたっては、主体的に活動する市民や地域と市長等が協働し、地域の特性を活かした取組を行うことで、地域コミュニティが有する地域力が最大限に発揮されるべきであることを規定しています。
- 第2項では、地域コミュニティ内での意思決定への支援や決定された意見の市政への反映など、まちづくりにおける市政と地域コミュニティとの連携のあり方について規定しています。
- 市民や地域が主体となったまちづくりを行うにあたっては、地域の特性を活かした取組が必要である一方で、複数の地域に関する課題を解決し、市域の均衡ある発展を目指す過程においては、地域コミュニティ間の調整が必要となる場合も想定されることから、第3項では、市長等が、その調整に対する必要な支援を行うべきであることを規定しています。

(関連条項)

- 第6条第1項第1号、第4号
- 第8条第6項

第29条（地域コミュニティ）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化することを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コミュニティネットサイトの運用を行っている。
毎年度	都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊事業」を行った。
毎年度	住民の地域活動への関心を高めるとともに、地域の担い手の育成・確保を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域コミュニティ創造事業」を実施。令和2年度は、地域づくりに専門的な講師による講演会の開催や、これまで地域活動に馴染みの薄かった住民を対象に連続講座を行った。
毎年度	地域コミュニティの拠点施設であるとともに最も身近な避難施設としても重要な役割を果たしている校区公民館・自治公民館等の施設整備において、地元負担を軽減することにより地域活動の活性化を図ることを目的とし、新築・改築・購入・耐震診断・修繕・屋外付帯工事等に対する補助金を交付した。
毎年度	学習活動や地域活動の拠点としての機能を高め、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、校区公民館・自治公民館等に対し管理運営費の補助金を交付した。
平成29年度～ 令和2年度	ふるさと団地元気創造推進事業にて、住民ワークショップを実施し、地域課題の把握や、まちづくり方向性に関する合意形成を支援。だされた意見に関しては、住民主導のもと実現可能に向けたサポートを実施。
①平成30年度～ ②令和2年度～	アートレジオン推進事業の一環として、①旧大志生木小学校及び②旧野津原中部小学校の校舎一部をアトリエとして活用するとともに、地域と連携したアートイベントを毎年開催している。

成果・課題	今後の取組の方向性
<p>住民の地域活動への関心を高め、地域の担い手の育成・確保を支援する「地域コミュニティ創造事業」や、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指す「地域おこし協力隊事業」「ふるさと団地元気創造推進事業」等を通じて地域コミュニティの活性化に取り組んできた。</p> <p>また、地域コミュニティの拠点施設である校区・自治公民館については、施設整備に係る補助制度を拡充することで施設の耐震化を図るとともに、地域に根差した公民館運営を促進するため管理運営費に係る支援を行ってきた。</p>	<p>少子高齢化や人口減少が進む中、「地域づくり」や「まちづくり」を進めていくには、その基盤となる地域コミュニティの持続的な発展が不可欠であるため、引き続き、住民の地域活動への関心を高め、地域を担うリーダーの育成や担い手の確保を支援していく。</p> <p>また、地域コミュニティの拠点施設である校区公民館・自治公民館等の運営費及び施設整備に対する支援を行うことで、引き続き地域活動の活性化を図る。</p>

(連携及び協力)

第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりにいかすものとする。

(解説)

- 第30条は、まちづくりを進める上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題の解決や、国際化社会に適応したまちづくりを進めるために必要な事項を述べています。
- 第1項では、まちづくりを進める上での課題について、国、県、他市町村等との連携により、解決に努めることを規定しています。
- 第2項では、友好都市、姉妹都市等との国際交流により、海外自治体を持つ情報や知識を有効に活用することを規定しています。

(関連条項)

- 第8条第3項

第30条（連携及び協力）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	学生が地域課題の解決策を考えて提案する大分大学の「地域ブランディング」授業に参画し、テーマの提供や評価等を行っている。
毎年度	大分県と大分市で今後取り組むべき重要な課題を解決するため、包括的、継続的に連携する場として知事と大分市長の政策協議を年1回開催した。
毎年度	武漢市における大分市の常設窓口として、事務所を設置し、友好都市間の文化、経済、農業、観光など幅広い分野における交流のサポートを行っている。

平成29年度～ 毎年度	連携中枢都市圏構想に基づき、大分県内の7市1町（大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町）と31の基本連携項目について連携協約を締結し、大分都市広域圏を構成した。「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3分野において、令和2年度までに49の連携事業を実施し、活力ある社会経済を維持する取組を進めている。
平成29年度～	兵庫県宝塚市との覚書「きずなづくりの誓い」に基づき、隔年で相互の音楽祭に演奏家を派遣し、文化交流を図っている。
平成29年度～ 平成30年度	スポーツ交流として、姉妹友好都市であるアメリカ・オースチン市と大分市の両市で開催されているマラソン大会に隔年で選手の相互派遣を行った。
平成29年度～ 令和元年度	友好都市の中国武漢市と「環境保護局との環境保全に関する交流覚書」、「大分市環境部と武漢市都市管理委員会との循環型社会の形成に関する交流覚書」を平成29年7月に締結し、大気汚染対策等の環境保全とごみの減量やリサイクルにおける相互の交流・協力事業を推進した。
平成29年度～ 令和2年度	「大分都市広域圏推進会議環境部会」において、特定外来生物に関するポスターやパンフレットを作成・配付し、アライグマの防除については、モニタリングカメラの設置や巣箱型わなによる連携した取組を行った。
平成29年度～ 令和2年度	平成31年3月策定の「一般廃棄物処理施設整備計画」に沿って、新環境センター建設整備を進めている。大分都市広域ビジョンに基づき、広域6市（大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市）にて組織する「大分都市広域圏推進会議一般廃棄物処理施設整備部会」にて、連携を図っている。
平成29年度～	大分都市広域圏における観光振興を図るため、広域観光周遊ルートの造成やその活用等の取組みを行った。
平成29年度～ 令和2年度	移住者就労促進事業について、大分都市広域圏と連携して合同企業面接会の実施や都市広域圏の移住ガイドブックの製作を行った。
平成29年度～ 令和2年度	豊後料理普及PR事業について、大分都市広域圏と連携して域内の食材を活用して提供される「豊後料理」を提供する店舗の拡大、PRを行った。

平成29年度～ 令和2年度	大都市圏で行われる物産展等への出展や大分市主催の観光物産展の開催について、大分都市広域圏と連携して実施し、物産・食と広域観光情報の発信及び販路拡大に向けた機運の醸成を図った。
平成29年度	JR九州が行う「スマート・サポート・ステーション」に関する説明会をJR九州と連携して周辺自治会、関係団体、高校、大学等を対象に開催した。(350名参加)
平成29年度～令 和2年度	まちなかアートフルロード推進事業等において、県立美術館と連携し、イベントの実施、県美術館と市美術館の展覧会共通優待券の発行、両館のコレクション展を巡るクイズラリーの実施などを行うことで、アートによるまちなかの回遊性の構築を図った。
平成30年度	姉妹都市であるポルトガル・アベイロ市との姉妹都市提携40周年を記念し、アベイロ市親善訪問団が来市し、青少年によるサッカー交流試合や歓迎会を実施した。
平成30年度 令和元年度 令和2年度	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で連携し、大分都市広域圏における資源循環型社会の形成に向けた取組みとして、ごみの減量や分別の推進などの啓発を行うため「資源循環型社会形成担当者会議」を設置した。大分都市広域圏における廃プラスチックの削減及び適正排出に向けた取組として、大分都市広域圏の7市1町で連携し、講師に「さかなクン」氏を招聘し、大分都市広域圏資源循環型社会形成推進事業住民向け講演会を開催した。また、海洋プラスチックごみ問題についての啓発用パンフレット等の作成及び配布を行った。
平成30年度 令和元年度	平成30年度より「大分都市広域圏小中学生交流大会」を実施している。
平成31年度	ラグビーワールドカップの大分大会で、フィジーとウルグアイが事前キャンプ、試合を実施することにちなみ、両国より青少年を招待し、試合観戦・市内観光と市内の学生との交流を実施した。
令和元年度～	「おおいた公共施設案内・予約システム」を導入し、広域圏内7市1町での公共施設予約が可能となった。

令和元年度	大分県を中心に、本市や別府市、交通事業者・商工団体等が参画して『大分県RWC観光おもてなし本部』を設置し、官民連携による受入環境整備や観戦客等へのおもてなし等を行うことで、ラグビーワールドカップ2019大分開催の成功に向けた取組みを行った。
令和元年度～	大分都市広域圏サイクリング大会に向けて、民間主導による開催を前提に関係各市の担当者会議を実施している。
令和2年度	愛媛県(9市町)、大分県(9市町)の自治体が連携することによって、交流人口の拡大や各地域の魅力向上に取り組むとともに、基礎自治体単独では取り組むことの難しい課題の解決や継続的・安定的な行政サービスを隣県である地域で提供し合うことを目的に、令和2年5月「愛媛・大分交流市町村連絡会議」を設立した。 令和2年度は、対象自治体のトップ会談として首長サミットを開催し、圏域経済の活性化に向けた検討を行うとともに、広報誌の相互掲載により、お互いの地域の魅力発信を行った。
令和2年度	令和4年度に供用開始予定の「上下水道台帳総合システム(水道管路(管網解析機能付)と下水道管渠のマッピングシステム)」について、県内市町村にこのシステムの共同利用を呼びかけた。
令和2年度	下水汚泥燃料化事業の広域化・共同化について、令和6年度供用開始に向け「大分市下水汚泥燃料化施設の整備・運営に関する確認書」を、県内7自治体と締結した。
令和2年度	令和6年度開始予定の消防指令業務の共同運用に向けて、令和2年7月に「大分県域消防指令業務共同運用検討協議会」を設置した。
成果・課題	今後の取組の方向性
大分都市広域圏や「愛媛・大分交流市町村連絡会議」等により近隣自治体との連携を図るとともに、知事と大分市長の政策協議を通じた県との連携、「地域ブランディング」授業に参画等を通じた大学との連携、武漢市やポルトガル・アベイロ市、アメリカ・オースチン市等との国際交流などを通じて、市単独で取り組むことが難しい課題について取組を進めてきた。	今後も引き続き、県や周辺自治体はもとより、大学・民間・海外自治体等あらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を図ることにより、まちづくりを進める上での課題の解決に努め、行政サービスを効果的・効率的に提供していく。

(多様な文化の^{そんちよう}尊重等)

第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、^{そんちよう}尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(解説)

- 第31条は、文化や価値観が異なる人も、相互理解のもと、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めなければならないことを規定したものです。

(関連条項)

- 第4条第1項第1号

第31条（多様な文化の尊重等）に関する取組成果の検証

いつ（年度）	「何を」「どうした」（進捗内容）
毎年度	外国人の方が大分市で安心・快適に生活するため、大分市公式HPにて、多言語により生活基本情報を掲載しているほか、学校や企業からの要望に応じて、外国語による生活オリエンテーションを実施している。また、災害時には市内在住の外国人や市内に滞在中の訪日観光客等との円滑なコミュニケーションを行うため、コールセンターを用いた24時間対応の通訳サービスを提供している。
毎年度	県内留学生を幼稚園や保育所（園）、こども園等に派遣し、英語を使った歌やゲームと一緒に楽しみながら国際交流を行う「おでかけENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～」を実施している。
毎年度	年に1回、市民の国際化・異文化理解を推進するために、旬なテーマを取り上げて、国際化・多文化共生講座を開催している。
毎年度	本市青少年が外国人と交流する機会を創出し、視野を世界に広げ、異なる言語、文化、価値を乗り越えて外国人と関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、チャレンジ精神、多様性を受け入れる力を身につけることを目的とした事業を実施している。

毎年度	世界の文化を体験できるような国際交流イベント、多文化理解イベントなど国際化事業や日本語習得にかかる事業、「やさしい日本語」教室など外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくりのための事業を行う個人や団体に助成金を交付している。
毎年度	10月6日の「国際協力の日」を含む1か月間（10月）を本市における国際協力啓発月間と位置づけ、期間中に国際関係団体が行うイベント等の周知に努めたり、団体の活動をPRするパネル展示を行うほか、市内の主要な国際関係団体（JICA九州、おおいた国際交流プラザ、大学コンソーシアムおおいた）と協力し、「おおいたワールドフェスタ」を開催している。
毎年度	市内各所（大型商業施設、旭町文化センター、地区公民館等）において「おおいた人権フェスティバル」を実施し、人権教育・啓発の促進を図った。
毎年度	夜間の無料講座「おおいたナイトスクール」において、外国の方を対象に、日本語を基礎から学習できる「国際科」を開講し、学習の機会を提供している。
令和2年度	人権啓発センター（ヒューレおおいた）において、特別展を11回、リーダー養成講座を10回、小・中学校児童生徒対象の体験学習を37回、企業研修を2回実施し、人権教育・啓発の促進を図った。
成果・課題	今後の取組の方向性
各種研修や講座・交流・イベント等を通じて人権教育・啓発や市民の国際意識の醸成を促進し、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することのできる社会づくりを進めた。	今後も人権教育・啓発の促進や多文化共生を推進し、すべての市民が地域社会の一員として支え合い、多様な文化や価値観を尊重しながら、持てる力を最大限に発揮できるまちづくりを目指していく。

<第7章 この条例の位置付け>

第7章この条例の位置付けでは、この条例の最高規範性について定めています。

第32条

市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範^{きはん}として、この条例の趣旨を最大限に尊重^{そんちよう}しなければならない。

(解説)

- 第32条は、本条例が本市における自治の最高規範であることを明記するとともに、市民、議会及び市長等は、本条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないことを規定しています。この「最高規範」とは、議会及び市長等においては、前文の解説で述べたとおり、他の条例、規則、要綱等を制定・改正する際には、この条例の趣旨を尊重し、あるいは、他の条例の解釈や運用の指針とするなど、この条例と他の条例との整合性が保たれるようにしなければならないということであり、市民においては、大分市の自治やまちづくりを担う主体として、この条例に定める市民の権利や責務を念頭に置きつつ、行動すべきであるということの意味しています。

第32条は、この条例の最高規範性について定めたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。

<附則>

附則では、この条例の施行期日とこの条例の見直しについて定めています。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(この条例の見直し)

2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置^{そち}を講ずるものとする。

(解説)

- 第2項では、本条例の規定が、常に時代の流れに沿った内容に保たれなければならないことを前提として、本条例の施行日から5年を超えない期間ごとに市民意見を聴いた上で内容の検討を行い、その結果次第では条文の改正等を行うことを規定しています。

附則は、この条例の施行期日とこの条例の見直しについて定めたものであり、具体的な取組を定めた条文ではないため、成果・課題・今後の取組の方向性等については記載していません。